

# V2Hシステム



## 補助対象者の要件

- 村税を滞納していない個人又は村内に本店、支店若しくは営業所を有する事業者であること。
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない方
- 申請者及び申請者と生計を一にする方がV2Hシステム（以下、設備とする。）に対して、過去に村からの補助金等の交付を受けておらず、受ける見込みがない方
- 次のいずれかに該当する方

要件	区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付申請日において村内に住所を有している個人で、令和7年10月1日以降に設備を購入し、自らが居住している村内にある既存の戸建て住宅に設置した個人（=既存住宅に設備を設置した方）</li> <li>● 交付申請日において村内に本店、支店、営業所を有する事業者で、令和7年10月1日以降に設備を購入し、村内にある事業所等に設置した者</li> </ul>	A対象者
交付申請日において村内に住所を有している個人で、令和7年10月1日以降に戸建て住宅の新築や建売住宅の購入に伴って設備を購入、設置した方。又は新品の設備の付いた戸建て住宅を購入された方。 （=新築、建売を購入の方）	B対象者

## 対象設備の要件

- 新品であること。
- EV等から電力の取り出しとEV等に充電する設備であること。
- 国が実施するV2Hシステム向け補助金の対象設備であること。
- リースの場合は、設置後5年以上の期間がある契約であること。



【対象設備の確認はコチラ】  
 一般社団法人  
 次世代自動車振興センター  
<https://www.cev-pc.or.jp/>

## 補助金額

**10万円（定額）**

## 申請の期限／方法（対象者の区分に従って申請してください。）

区分	申請期限	申請方法
A対象者	補助対象設備の購入又は設置後、1年以内	次ページの提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。
B対象者	住宅の引渡の日から起算して1年以内	※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあった場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。

< 交付までの流れ >



## 提出書類

提出書類 (3~10はコピーでの提出可)	対象者	
	A	B
<b>1. 交付申請書（様式第1号）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能</li> </ul>	○	○
<b>2. 振込口座記入用紙</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能</li> </ul>	○	○
<b>3. 設備の導入に係る費用及び支出が確認できる書類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の設置費用が明記されたもの</li> <li>領収書が発行されない場合は振込票、内訳書などの写し</li> <li>リース契約の場合は、リース契約が確認できる書類の写し</li> </ul>	○	○
<b>4. 設備の製造会社名、型式及び仕様が確認できる書類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>カタログ等</li> </ul>	○	○
<b>5. 納品書又は設備設置後の写真</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>写真の場合は、住宅又は事業所等に設備が設置されていることが分かる画角のもの。</li> </ul>	○	○
<b>6. 設備の設置場所を示す案内図</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地図、Googleマップなど</li> </ul>	○	○
<b>7. 納税証明書（未納がないことの証明）（発行から3カ月以内のもの）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行から3カ月以内のもの（税務課又は郵送申請にて取得可能）。</li> <li>申請時において村税（住民税、固定資産税等）が課税されていない場合は添付不要</li> <li>事業者が申請する場合は、法人の納税証明書（村税）</li> </ul>	○	○
<b>8. 当該設備の購入日又は設置日を確認することができる書類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>2. で確認が取れる場合は提出不要</li> </ul>	○	
<b>9. 住宅の引渡日が確認できる書類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅メーカーの引渡証明書等</li> </ul>		○
<b>10. 他補助金等の金額が確認できる書類</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条件により提出</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>※申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出</li> </ul>	※	※
<b>11. 事務代行届（様式第2号）</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条件により提出</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>※交付申請の手続を代理の者（業者等）に委任する場合提出</li> <li>窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能</li> </ul>	※	※



## 【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します。
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です（設置場所の案内図、納税証明書など）。

## i お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課  
 環境計画推進担当(役場行政棟4F)  
 TEL:029-282-1711(内線1432)  
 Mail:kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp